

IV 関係各課等との協議結果

1. 大田原市関係課

部署	指導事項等	対応策
政策推進課	特になし	－
危機管理課	特になし	－
生活環境課	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を要する。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出を要する。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応すること。 ・事業系一般廃棄物は市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理すること。	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出いたします。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出いたします。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応します。 ・事業系一般廃棄物は市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理します。
道路課	特になし	－
都市計画課	特になし	－
商工観光課	特になし	－

2. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
環境保全課 担当:篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・変更後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をお願いします。(回答不要)	・周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。
資源循環推進課 担当:角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	・指導事項等なし	－
警察本部 交通規制課 担当:金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3340	・意見なし	－
経営支援課 担当:石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・指導事項なし	－